

テレワーク及びクラウドサービス導入・定着支援補助業務 仕様書

1 業務の目的

テレワークやクラウドサービスを導入する企業に対して、技術面での助言・提案、補助金制度の紹介等を行うことで、柔軟な働き方の円滑な導入を支援し、人材の確保・定着を図る。また、DXのファーストステップとして必要となるクラウドサービスの迅速かつ全社的な導入補助及び導入企業への訪問により定着を支援する。

2 委託業務の内容

(1) 人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務

- ① 企業からの派遣申請の受付
- ② 受託者は派遣が決定した旨を申請企業へ連絡
- ③ 支援者が申請企業へ訪問し、企業状況等のヒアリング、最適なテレワーク等導入方法及びセキュリティ対策等の助言・提案の実施と支援報告書の作成

(2) クラウドサービス導入・定着支援事業実施業務

- ① 企業からの派遣申請の受付
- ② 受託者は派遣が決定した旨を申請企業へ連絡
- ③ 支援者が申請企業へ訪問し、企業状況等のヒアリング、最適なクラウドサービスの提案、導入方法及びセキュリティ対策等の助言・提案の実施と支援報告書の作成

(3) 導入支援補助事業に係る業務

- ① クラウドサービス導入支援補助金の紹介及び補助金活用を希望する企業に対する申請書の作成サポート（内容確認、提案等）
- ② 定着支援に関する企業訪問、実績報告等の作成サポート（内容確認）

(4) 雇用調査に係る業務

雇用調査（※）実施の周知及び作成サポート

※厚生労働省の地域活性化雇用創造プロジェクトに採択された山口県から委託を受け実施している本事業の実施にあたり義務付けられている調査（年3回程度）

(5) 本事業に関する周知及び関連事業の活用

- ① 受託者のHPでの情報発信に加え、様々な広告媒体等を活用し本事業について広く周知を図ること。
- ② （公財）やまぐち産業振興財団（以下、「財団」という。）が実施するDX推進人材育成事業（eラーニング）等のDX関連事業も、必要に応じて本業務の中で一体的に活用すること。

(6) 事業進捗状況の報告

受託者は、毎月の事業進捗状況（訪問企業、支援概要等）について、支援報告書により翌月の10日までに財団に報告するものとする。

なお、報告は（１）人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務と（２）クラウドサービス導入・定着支援事業実施業務を分けて作成すること。

3 対象企業

県内に主たる事業所を有する中小企業者。ただし、平成25年10月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、大分類A（農業、林業）、大分類B（漁業）を除く業種を対象とする。

また原則、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。

4 導入定着支援に関する訪問企業数及び訪問回数

業務全体での支援数等は以下のとおりとし、受託者の提案内容に基づき割り当てを行うものとする。なお、割り当て社数の下限は、原則として50社とする。

また、受託者の連結子会社は、本業務による支援対象外とする。

（１）人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務

- ・500社
- ・1社につき1回（1回2時間程度）まで

（２）クラウドサービス導入・定着支援事業実施業務

- ・500社以上
- ・1社につき5回程度（1回2時間程度）

5 契約金額等

（１）契約金額は以下の計算で求められる金額を上限とし、実績に応じて支払うものとする。

契約金額（上限）

＝割り当て社数×6回×（謝金22,000円（税抜）＋旅費2,000円（税抜））×1.1

Web会議等により旅費が発生しなかった場合は謝金のみを支払う。

効果的な支援のために複数名での支援が適当と考えられる場合は、その都度財団に協議するものとし、財団が了解した場合に限り人数分の謝金を支払う。

（２）企業へ人員を派遣したが、テレワーク導入及びクラウドサービス導入に至らなかった場合についても、支援報告書に基づき謝金及び旅費についての支払いを行うものとする。

（３）受託者は本業務の全部または主たる部分を再委託してはならない。

（４）支援報告書を基に、支援企業訪問件数をカウントし、支払いの対象とする。このとき、支援報告書に形式（訪問もしくはWeb）を記載すること。

6 実績報告

事業完了後、事業報告書を（公財）やまぐち産業振興財団に提出すること。

【業務フロー図（例）】

